

I 香川県消費生活センターの概要

1 設置目的と業務

香川県消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、昭和 46 年9月に設置され(当初は香川県中央生活センター)、次の業務を行っている。

1. 相談・苦情処理業務
2. 啓発・情報提供業務

2 沿革

年月	内 容
昭和 46 年9月	香川県中央生活センターを県高松合同庁舎内(高松市松島町)に設置(香川県生活センター設置運営要綱) ※別に、大内、高松、琴平、土庄、丸亀、観音寺、坂出各生活センターを順次設置(昭和 44 年～47 年)
昭和 50 年4月	相談受付専用電話設置
昭和 61 年6月	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)端末(1 台)を設置
昭和 62 年4月	生活設計情報教室「くらしのセミナー」実施開始
平成7年 11 月	PIO-NET(パイオネット)端末 1 台を増設
平成8年4月	中央生活センターに地域生活センター(高松・大内・土庄・坂出・丸亀・琴平・観音寺)を設置(香川県中央生活センター規則施行)
平成9年 12 月	PIO-NET 端末を大内・丸亀・観音寺の各生活センターに設置 消費生活情報提供端末「消費生活タッチパネル」を設置(平成 21 年 3 月廃止)
平成 10 年 2 月	ホームページ開設
平成 10 年10 月	PIO-NET 端末を土庄・坂出・琴平の各生活センターに設置
平成 14 年4月	香川県消費生活センターに変更。別に県民センター(東讃、小豆、中讃、西讃)を設置(香川県消費生活センター条例等施行)
平成 15 年8月	「ヤミ金融相談専用窓口」設置
平成 15 年9月	司法書士によるヤミ金融等の相談開始
平成 17 年4月	相談カード直接作成システムの導入(消費生活相談カードの電子化)
平成 17 年7月	「消費生活タッチパネル」を中央病院・白鳥病院・文書館に設置(平成 21 年 6 月廃止)
平成 18 年4月	弁護士による法律相談開始
平成 19 年3月	商品テスト室廃止
平成 19 年 10 月	「ヤミ金融専用相談窓口」を「多重債務・ヤミ金融専用相談窓口」に変更
平成 20 年4月	県庁東館 2 階に移転
平成 21 年9月	消費者安全法に基づく消費生活センターの公示(消費生活センター、県民センター(東讃、小豆、中讃、西讃)) (消費者庁設置、消費者ホットライン運用開始(香川県ほか))
平成 21 年 12 月	ホームページの全面改訂
平成 22 年4月	新 PIO-NET(相談カード直接作成システムのオンライン化等)運用開始
平成 27 年7月	消費者ホットライン3桁化 「188」

平成 27 年 10 月	PIO-NET 刷新(新通信回線切り替え、端末更新)
平成 28 年 4 月	消費者安全法に基づく消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の施行
平成 31 年 3 月	ホームページの全面改訂
平成 31 年 4 月	県民センターの消費生活相談員を香川県消費生活センターに所属変更(勤務場所の変更なし)
令和 2 年 10 月	PIO-NET 刷新(新通信回線切り替え、端末更新)

3 施設等の概要

- ・所在地 高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県庁東館2階
- ・利用時間 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日
午前 8:30～午後 5:15(相談受付時間 午前 8:30～午後 5:00)
- ・交通 JR高松駅から徒歩約 20 分、琴電瓦町駅から徒歩約 10 分



4 組織・職員 (令和5年4月1日現在)

